

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
西松建設株式会社(東京都港区虎ノ門1-17-1)[1000010618]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年1月4日 ~ 令和6年3月3日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、令和5年11月1日「中央自動車道 立場川橋耐震補強(下部工)工事(2020年度)」(八王子支社発注)において、橋脚の固定足場から資材を降ろす作業を行っていた際、約13mの高さから資材を落下させ、地上にいた作業員が負傷する事故を生じさせた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)